

海南市本人通知制度事前登録（変更・廃止）届出書
 （☐ 変更 ・ ☐ 廃止）

年 月 日

(宛先) 海南市長

海南市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第6条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

事前登録者の氏名 〔登録の内容変更〕 又は廃止する者	フリガナ
生 年 月 日	年 月 日
届 出 区 分	☐ 事前登録の内容の 変更 ☐ 事前登録の 廃止
事前登録変更の内容	☐ 氏名 ☐ 住所 ☐ 本籍 ☐ その他（ ）
変 更 前	
変 更 後	

代理人が届出をする場合は、次の欄に記入してください。

代理人の区分	☐ 未成年者の法定代理人 ☐ 成年被後見人の法定代理人 ☐ その他の任意代理人		
氏 名	フリガナ	生年月日	年 月 日
住 所			
連 絡 先	()		

注1 各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓印を付けてください。

注 2 次の書類を提示し、又は提出してください。

- (1) あなたが事前登録者であるときは、本人であることを確認する書類（マイナンバーカード、旅券、運転免許証等）
- (2) あなたが法定代理人であるときは、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）及び法定代理人の本人であることを確認する書類
- (3) あなたが任意代理人であるときは、その旨を証明する書類（委任状等）及び任意代理人の本人であることを確認する書類

※ 次の欄は、記入しないでください。

受 付	変 更 ・ 廃 止 登 録	本 人 等 の 確 認 書 類	
	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人	☐ マイナンバーカード ☐ 旅券 ☐ 運転免許証 ☐ 資格確認書 ☐ その他()	
住 基 入 力	戸 籍 入 力	登 録 者 名 簿 処 理	備 考